

国の防災基本計画等の修正に伴う修正

長野県危機管理防災課

1 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

国防災基本計画	長野県防災計画
「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知について明記	【風水害対策編第 2 章第 1 節】 風水害に強い県づくりの基本方針として明記するとともに、住民主体の取組を支援・強化し、社会全体の防災意識の向上を図ることを明記。
住民の避難行動を支援する防災情報（5 段階の警戒レベル）の提供を行うことについて明記	【風水害対策編第 3 章第 12 節】 避難受入及び情報提供活動に 5 段階の警戒レベルについて明記するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すことを明記。

2 平成 30 年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

国防災基本計画	長野県防災計画
液状化ハザードマップの作成・公表について明記	【震災対策編第 2 章第 1 節】 地震に強い県づくりに液状化ハザードマップの作成・公表について明記するとともに、宅地の耐震化の実施を行うことを明記。
市町村が行う住家の被害認定調査の手法について明記	【風水害対策編第 4 章第 5 節】 被災者等の生活再建等の支援に市町村が行う住家の被害認定調査の手法について、航空写真、被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施することを明記。
ため池の耐震化や統廃合の推進について明記	【風水害対策編第 2 章第 29 節】 【震災対策編第 2 章第 28 節】 緊急度の高いため池について、順次補強工事を行い、決壊した場合に人的被害が生じる可能性のあるため池について、緊急連絡体制の整備を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知を図ることを明記。

3 その他最近の背景の進展を踏まえた所要の修正

国防災基本計画	長野県防災計画
行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化について明記	【風水害対策編第 3 章第 38 節】 ボランティアの受入れ体制に行政と被災地入りしている NPO・ボランティア団体等が情報を共有する場を設置することを明記。
中小企業における防災・減災対策の普及促進について明記	【風水害対策編第 2 章第 36 節】 企業防災に関する計画に行政と中小企業が連携して事業継続力強化支援計画の策定を推進することを明記。

4 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正に基づく）

(1) これまでの経過

- 平成 29 年 11 月 南海トラフで異常な現象が観測された場合は、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表することとされたが、その際に実施する防災対応については今後検討とされた。
- 平成 31 年 1 月 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に対する本県の対応について、地域防災計画（震災対策編第 5 章第 17 節）に暫定的に記載。
- 平成 31 年 3 月 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」が国から示され、新たに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとされ、地方公共団体等は「南海トラフ地震臨時情報」発表時にとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として策定することとされた。

(2) 本県の対応

令和元年 5 月、国の「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 5 章第 4 節に「時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項」が追加で記載されたことに伴い、本県でも長野県地域防災計画（「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 5 条第 2 項の規定に基づく「推進計画」含む）に「南海トラフ地震に関する事前対策活動」を震災対策編の第 6 章として新設。

(3) 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」の構成

第 1 節	総則	第 7 節	住民等の防災対応
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	第 8 節	企業等の防災対応
第 3 節	情報の収集伝達計画	第 9 節	防災関係機関のとるべき措置
第 4 節	広報計画	第 10 節	関係者との連携協力の確保
第 5 節	災害応急対策をとるべき期間等	第 11 節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画
第 6 節	避難対策等		

(4) 「第 6 節 避難対策等」に係る土砂災害に対する防災対応の考え方

- 国の「ガイドライン」の記載
 - ・地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特が困難であり、住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全等を守る等の防災対応の検討を促す。
 - ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。
- 地震では、急傾斜地の崩落及び地滑り等による土砂災害の発生可能性がある。少なくとも土砂災害警戒区域内は防災対応の検討を行うべき
- 県計画「第 6 節 避難対策等」の記載
 - ・推進地域内市町村は、土砂災害警戒区域内について、住民と意見交換を行うとともに、要配慮者利用施設の施設管理者に対して避難確保計画等への記載を求めるなど、具体的な防災対応の検討を促す。